



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

クレディスイス事件における「ほ脱の故意」の有無

～無罪が確定した集団申告漏れ刑事事件／検察官上告せず！～

外資系証券会社において支給された株式報酬について、集団申告漏れと報じられたクレディスイス事件はその金額が多額であったこと、100人という集団の多さと、ただ一人刑事告発された被告人がネット上で事件の経過を逐一発信するという新しい争い方が世間の注目を集めていたところ、一審の東京地裁に続いて東京高裁も無罪を言い渡し、検察官は上告せず、被告人の無罪が確定しました(平成25年3月1日東京地裁、TAINSコードZ999-9126、平成26年1月31日東京高裁、TAINSコードZ999-9127)。

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

1. 事案の概要

この事件は、被告人甲が、勤務先から平成18年分及び平成19年分の収入として、①源泉徴収の上で現金で国内口座に支給された基本給、賞与等の給与収入合計約2億7846万円以外に、②源泉徴収されずに海外口座に入庫等された株式報酬合計約3億3681万円の給与収入、③同株式等を売却したことによる譲渡収入約7億2080万円、④海外口座の利子収入約448万円、⑤海外口座の投資信託の配当収入約8万円、⑥不動産賃貸収入約174万円を得たのに、②から⑥までの収入を除外し、現金で支給された①の金額が記載された源泉徴収票のみに基づいた確定申告書を作成提出し、2年分の所得合計約3億4892万円を秘匿し、所得税合計約1億3221万円を免れたとして起訴されたという刑事事件です。

2 控訴審東京高裁の判断

被告人の株式報酬受領は平成17年分に属する第1次株式報酬から始まり、その申告漏れも同様に同17年分から始まっているのであるが、それ以前の被告人の申告に関する態度からして同年分について過年度申告を税理士に依頼しながら敢えて株式報酬部分だけを申告から除いて所得税のほ脱を意図したとは考えにくいところである。

要するに、平成18年分について被告人が自ら税務申告をしたことの評価は多義的なものだといわざるを得ず、これは税理士に依頼したまま申告が放置されていたことの反省ないし反動から自ら行ったものでそれ以上の意味はないとも考えられるし、同19年分については、前年に自ら申告を行った経験を踏まえて再び税理士に依頼した方が合理的であると考えてそうしたものとも考えられるから、このような申告方法の変更それ自体に何らかの意味を見て取ることはできない。むしろ、被告人自ら行うか税理士に依頼するかはともかく、税務申告をしようとする態度は一貫しているといえる。

以上検討したところによれば、被告人にほ脱の故意を認めるには疑問が残るとした原判決の認定を是認することができる。

本件の争点である平成18年分及び同19年分の過少申告のほ脱の故意について、原判決は、これを認定すべき積極方向の事実が存するとしつつ、その推認力は高いものではないことを示す事情があるとし、またほ脱の故意を認定するには消極方向の事実も少なからずあって、検察官の指摘する各事実を総合しても、株式報酬も源泉徴収されていたと思い込んでいた旨の被告人の弁解を排斥することはできず、さらに申告時にその年に受領した給与収入額と自己の申告額との差額を具体的に認識していたとも断定できないとして、結局、被告人にほ脱の故意があったと認めるには合理的疑いが残るとしたが、以上の検討によれば、原判決の認定に論理則、経験則等に照らして不合理な点はなく、事実誤認があるとはいえない。

(税法データベース編集室 朝倉 洋子)

◇以上の裁判例について詳細(全文・A4判34頁)が必要な方は、送料実費とも1,500円(税込み)で頒布しますので下記あてご一報ください。

JUSTAX 第248号(平成26年3月10日号)／編集・発行 東京税理士会データ通信協同組合・広報部
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-2 モリタビル／TEL(03)3350-6300 FAX (03)3350-4628